

注視区域及び特別注視区域の指定について

内閣府政策統括官（重要土地担当）

2回目の区域指定について

(法第14条第2項第2号及び第4号)

- ① 2回目の区域指定の考え方
- ② 2回目の区域指定の候補
- ③ 今後のスケジュール

区域指定の基本的な考え方（1／2）

- 注視区域及び特別注視区域の指定は、基本方針の内容に照らし、以下の「指定の事由」に該当する重要施設又は国境離島等であるかを判断する。
- なお、調査や、機能阻害行為に対する勧告・命令を行うという点において、注視区域及び特別注視区域に差はない。

指定の事由	注視区域	特別注視区域
重要施設	（防衛関係施設） ①部隊等の活動拠点となる施設 ②部隊等の機能支援を行う施設 ③装備品の研究開発等を行う施設 ④我が国の防衛に直接関連する研究を行う施設	⑪指揮中枢機能又は司令部機能を有する施設 ⑫警戒監視・情報機能を有する施設 ⑬防空機能を有する施設 ⑭離島に所在する施設
	⑤海上保安庁の施設 （管轄する海域をめぐる情勢が緊迫していると認められるもの）	—
	（生活関連施設） ⑥原子力関係施設 ⑦空港（自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設）	—
国境離島等 （※）	⑧国境離島 （領海基線の周辺） ⑨国境離島 （領海警備等の活動拠点等の周辺） ⑩有人国境離島地域離島（⑨に該当するものを除く） （領海警備等の活動拠点等の周辺）	⑮無人の国境離島

（※）我が国が現に保全・管理を行っている国境離島等のうち、原則として、国及び地方公共団体以外の者が所有する土地が所在するものに限る

区域指定の基本的な考え方（2／2）

- 安全保障の確保と自由な経済活動の両立の観点から、基本方針において、「経済的社会的観点から留意すべき事項」を記載。
- 第2回の区域指定の候補について、経済的社会的観点からの留意事項が該当するかどうか検討。

1. 注視区域又は特別注視区域の指定に当たって留意すべき事項

- 国有地の所在
 - 機能阻害行為の兆候の把握が容易であるかどうかといった地域の特性 等
- これらの事情が存在する場合は、指定の要件に該当しても、それらの区域を注視区域又は特別注視区域として指定しないことがある。

2. 特別注視区域の指定に当たって留意すべき事項

- 区域の面積の大部分がD I D（人口集中地区）
- 区域内に、人口20万人の市町村等の土地取引件数と同等以上の土地取引が行われている市町村等が存在

これらを満たす場合、現下の安全保障をめぐる内外情勢を踏まえつつ、上記1. を含めて総合的に勘案した結果として、特別注視区域として指定しないことがある。

2回目の区域指定の考え方

- 1回目の区域指定（昨年12月）では、無人の国境離島における
 - 国境としての重要性が極めて高い
 - 無人のため人の目が行き届きにくく、現地現況の把握が困難
 - 全島指定のため区域の外縁が明確

といった点を踏まえ、無人の国境離島及び、当該離島と同一市町村に所在する他の施設等のうち、準備が整った58箇所について指定（本年2月施行）。



- 2回目の区域指定においても、
 - 国境としての重要性が極めて高い
 - 本土等に比べて人の目が行き届きにくく、現地現況の把握が困難

といった国境離島等の特性を引き続き考慮し、国境離島等及び、当該離島等と同一地方公共団体に所在する他の施設のうち、準備が整った箇所について指定を進めることとしたい。

2回目の区域指定の概要

2回目の区域指定は、

- 無人の国境離島及び、それらと同一の地方公共団体に所在する施設
- 有人の国境離島等及び、それらと同一の地方公共団体に所在する施設のうち、準備が整ったものを指定の候補とする。

① 国境離島

無人の国境離島：10島 (例：聳島、北硫黄島、沖ノ御前島、臥蛇島)

有人の国境離島：49島 (例：佐渡島、伊豆大島 (※1)、母島、奄美大島、西表島)
(領海基線の周辺)

② 海上保安庁関係：8施設 (例：石垣海上保安部 (※2)、奄美海上保安部、宮古島海上保安部、壱岐海上保安署 (※3))

③ 防衛関係施設：50施設 (例：硫黄島航空基地、小松基地、
知念高射教育訓練場、石垣駐屯地、与那国駐屯地)

④ 原子力関係施設：1施設 (川内原子力発電所)

⑤ 空港：1施設 (新潟空港)

全体で**特別注視区域は40箇所**、**注視区域は121箇所** (※4)

(※1) 指定する区域の名称は「大島」

(※2) 法第二条第二項に定める海上保安庁の施設

(※3) 法第二条第三項に定める国境離島等における領海警備等の活動拠点

(※4) 施設・離島の数と区域の数は一致しない

2回目の区域指定の候補（1／7）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
宮城県石巻市	防衛マイクロ上品山通信中継所	機能支援（自衛隊）
	金華山	国境離島（領海基線周辺）
東京都大島町	大島	国境離島（領海基線周辺）
東京都新島村	航空装備研究所新島支所	装備品研究開発等（自衛隊）
	新島	国境離島（領海基線周辺）
東京都三宅村	三宅島（一）～（三）※3箇所	国境離島（領海基線周辺）
東京都御蔵島村	御蔵島	国境離島（領海基線周辺）
東京都青ヶ島村	青ヶ島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
東京都小笠原村	父島基地分遣隊、小笠原海上保安署	離島所在（自衛隊）【父島基地分遣隊】 国境離島等（領海警備等の活動拠点周辺）【小笠原海上保安署】 ※父島基地分遣隊が、特別注視区域の指定事由
	小笠原海上保安署	国境離島等（領海警備等の活動拠点周辺）
	夜明山送信所	警戒監視・情報機能（自衛隊）
	硫黄島航空基地、硫黄島	離島所在（自衛隊）【硫黄島航空基地】 国境離島（領海基線周辺）【硫黄島】 ※硫黄島航空基地が、特別注視区域の指定事由
	硫黄島	国境離島（領海基線周辺）
	聳島	無人の国境離島
	母島	国境離島（領海基線周辺）
	北硫黄島	無人の国境離島

2回目の区域指定の候補（2／7）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
新潟県新潟市	新潟分屯基地、新潟空港	活動拠点（自衛隊）【新潟分屯基地】 自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する空港【新潟空港】
	新潟基地分遣隊	活動拠点（自衛隊）
新潟県新発田市、北蒲原郡聖籠町	小舟渡通信所、新発田駐屯地	警戒監視・情報機能（自衛隊）【小舟渡通信所】 活動拠点（自衛隊）【新発田駐屯地】 ※小舟渡通信所が、特別注視区域の指定事由
	新発田駐屯地	活動拠点（自衛隊）
新潟県上越市	高田駐屯地	活動拠点（自衛隊）
新潟県佐渡市	佐渡分屯基地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
	佐渡島（一）～（三）※3箇所	国境離島（領海基線周辺）
	佐渡海上保安署	国境離島等（領海警備等の活動拠点周辺）
石川県金沢市	金沢駐屯地	活動拠点（自衛隊）
石川県小松市、加賀市	小松基地、佐美送信所	指揮中枢・司令部（自衛隊）【小松基地】 機能支援（自衛隊）【佐美送信所】 ※小松基地が、特別注視区域の指定事由
	佐美送信所	機能支援（自衛隊）
石川県輪島市、鳳珠郡能登町	輪島分屯基地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
石川県輪島市	舳倉島	国境離島（領海基線周辺）

2回目の区域指定の候補（3／7）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
鳥取県米子市	米子駐屯地	活動拠点（自衛隊）
鳥取県米子市、境港市	美保通信所、美保基地	警戒監視・情報機能（自衛隊）【美保通信所】 活動拠点（自衛隊）【美保基地】 ※美保通信所が、特別注視区域の指定事由
	美保基地	活動拠点（自衛隊）
鳥取県境港市、島根県松江市	高尾山分屯基地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
島根県松江市	沖ノ御前島	無人の国境離島
	鶴島	無人の国境離島
	乙島	無人の国境離島
	平島	無人の国境離島
	土島	無人の国境離島
	大島	無人の国境離島
島根県隠岐郡海士町	中ノ島	国境離島（領海基線周辺）
島根県隠岐郡西ノ島町	西ノ島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
島根県隠岐郡知夫村	知夫里島	国境離島（領海基線周辺）
高知県室戸市	室戸通信所	警戒監視・情報機能（自衛隊）
高知県宿毛市	沖の島	国境離島（領海基線周辺）
高知県土佐清水市	土佐清水分屯基地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
高知県香南市	高知駐屯地	活動拠点（自衛隊）
長崎県対馬市	対馬（十）	国境離島（領海基線周辺）
長崎県壱岐市	壱岐警備所、若宮島中継所	警戒監視・情報機能（自衛隊）【壱岐警備所】 離島所在（自衛隊）【若宮島中継所】
	壱岐海上保安署	国境離島等（領海警備等の活動拠点周辺）

2回目の区域指定の候補（4／7）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
鹿児島県鹿屋市、曾於郡大崎町	串良送信所	警戒監視・情報機能（自衛隊）
鹿児島県鹿屋市	高隈ASR局舎	機能支援（自衛隊）
	古江貯油処	機能支援（自衛隊）
	鹿屋航空基地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
鹿児島県鹿屋市、肝属郡錦江町	横尾岳レーダー局舎	機能支援（自衛隊）
鹿児島県肝属郡錦江町、南大隅町	根占受信所	警戒監視・情報機能（自衛隊）
鹿児島県西之表市	種子島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
	種子島海上保安署	国境離島等（領海警備等の活動拠点周辺）
鹿児島県薩摩川内市	川内駐屯地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
	下甕島分屯基地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
	川内原子力発電所	原子力関係施設（発電用原子炉）
	下甕島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
鹿児島県霧島市	国分駐屯地	活動拠点（自衛隊）
	鹿児島音響測定所	活動拠点（自衛隊）
鹿児島県奄美市	奄美駐屯地	離島所在（自衛隊）
	奄美大島分屯基地	離島所在（自衛隊）
	奄美大島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
	奄美海上保安部	国境離島等（領海警備等の活動拠点周辺）
鹿児島県鹿児島郡三島村	竹島	国境離島（領海基線周辺）

2 回目の区域指定の候補（5 / 7）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
鹿児島県鹿児島郡十島村	口之島	国境離島（領海基線周辺）
	臥蛇島	無人の国境離島
	平島	国境離島（領海基線周辺）
	諏訪之瀬島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
	悪石島	国境離島（領海基線周辺）
	小宝島	国境離島（領海基線周辺）
	宝島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
鹿児島県熊毛郡南種子町	種子島（三）	国境離島（領海基線周辺）
鹿児島県熊毛郡屋久島町	屋久島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
	口永良部島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
鹿児島県大島郡 大和村、宇検村	名音中継所	離島所在（自衛隊）
鹿児島県大島郡宇検村	奄美大島（三）	国境離島（領海基線周辺）
鹿児島県大島郡 宇検村、瀬戸内町	奄美大島（四）	国境離島（領海基線周辺）
鹿児島県大島郡瀬戸内町	瀬戸内分屯地	離島所在（自衛隊）
	奄美基地分遣隊、古仁屋海上保安署	離島所在（自衛隊）【奄美基地分遣隊】 国境離島等（領海警備等の活動拠点周辺）【古仁屋海上保安署】 ※奄美基地分遣隊が、特別注視区域の指定事由
	古仁屋海上保安署	国境離島等（領海警備等の活動拠点周辺）
	請島・ジャナレ島・木山島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
	与路島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）

2回目の区域指定の候補（6／7）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
鹿児島県大島郡喜界町	喜界島通信所、喜界島（二）	警戒監視・情報機能（自衛隊）【喜界島通信所】 国境離島（領海基線周辺）【喜界島（二）】 ※喜界島通信所が、特別注視区域の指定事由
	喜界島（一）～（三）※3箇所	国境離島（領海基線周辺）
鹿児島県大島郡徳之島町	徳之島（二）～（四）※3箇所	国境離島（領海基線周辺）
鹿児島県大島郡天城町	徳之島（一）	国境離島（領海基線周辺）
鹿児島県大島郡伊仙町	徳之島（五）～（七）※3箇所	国境離島（領海基線周辺）
鹿児島県大島郡和泊町	沖永良部島（一）～（四）※4箇所	国境離島（領海基線周辺）
鹿児島県大島郡知名町	沖永良部島分屯基地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
	沖永良部島（五）、（六）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
鹿児島県大島郡与論町	与論島（一）～（三）※3箇所	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県石垣市	石垣駐屯地	離島所在（自衛隊）
	石垣海上保安部	海上保安庁の施設
	石垣島（一）～（四）※4箇所	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県宮古島市	宮古島駐屯地、宮古島分屯基地	離島所在（自衛隊）【宮古島駐屯地】 警戒監視・情報機能（自衛隊）【宮古島分屯基地】
	保良訓練場	離島所在（自衛隊）
	宮古島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
	伊良部島・下地島 宮古島海上保安部	国境離島（領海基線周辺） 国境離島等（領海警備等の活動拠点周辺）

2回目の区域指定の候補（7／7）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
沖縄県南城市	知念高射教育訓練場（陸上自衛隊）	活動拠点（自衛隊）
	知念高射教育訓練場（陸上自衛隊）、知念高射教育訓練場（航空自衛隊）	活動拠点（自衛隊）【知念高射教育訓練場（陸上自衛隊）】 防空機能（自衛隊）【知念高射教育訓練場（航空自衛隊）】 ※知念高射教育訓練場（航空自衛隊）が、特別注視区域の指定事由
	久高島	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県島尻郡粟国村	粟国島	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県島尻郡南大東村	南大東島（一）～（三）※3箇所	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県島尻郡北大東村	北大東島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県島尻郡伊平屋村	伊平屋島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
	野甫島	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県島尻郡久米島町	久米島分屯基地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
	久米島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県宮古郡多良間村	多良間島	国境離島（領海基線周辺）
	水納島	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県八重山郡竹富町	西表島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
	外離島・内離島	無人の国境離島
	鳩間島	国境離島（領海基線周辺）
	波照間島	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県八重山郡与那国町	与那国駐屯地、与那国島（二）、（三）	警戒監視・情報機能（自衛隊）【与那国駐屯地】 国境離島（領海基線周辺）【与那国島（二）、（三）】 ※与那国駐屯地が、特別注視区域の指定事由
	次世代装備研究所与那国海洋観測施設、与那国島（一）	装備品研究開発等（自衛隊） 国境離島（領海基線周辺）
	与那国島（二）～（四）※3箇所	国境離島（領海基線周辺）

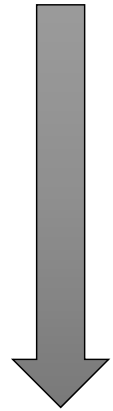
※ 区域は、内閣総理大臣告示において図面に示す部分に限る
特別注視区域 40箇所、注視区域 121箇所

【今後のスケジュール（案）】

5月中旬

第4回土地等利用状況審議会

関係地方公共団体へ区域図（案）を送付
意見聴取（約1か月間）

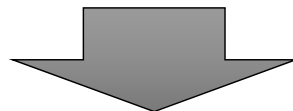


6月

意見聴取結果の整理

爾後

関係行政機関の長と協議
第5回土地等利用状況審議会
2回目の区域指定の内閣総理大臣告示
（官報掲載）



3回目以降の区域指定に向けた検討・準備

周知・広報の取組

- 地方公共団体・関係業界団体等と連携しながら、周知・広報を実施。
- あわせて、コールセンターにおいて、住民や事業者からの個別の問合せに対応。

内閣府 ホームページ

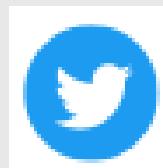


- 法令・基本方針のほか、指定区域図や届出の様式等を掲載。
- オンライン届出を受け付け。
- 最新の動きが分かるトピックス欄を新設

SNS



LINE



Twitter



Facebook

- 区域の指定や施行をタイムリーに情報発信。
- 自治体のSNSも活用したお知らせを今後実施。

リーフレット



- 機能阻害行為や届出を含む法制度全般について網羅的に解説。
- 関係各所(自治体、登記所、登記関係士業、不動産業界等)において、幅広く配布。

自治体・業界団体の 広報誌



(根室市の例)



▲内閣府 HP
<https://www.cao.go.jp/techi-chosa>
 または
 「内閣府重要土地」で検索

重要施設周辺や国境離島などの土地利用について
 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に基づき、防衛関係施設等の周囲おおむね1,000mの区域内や国境離島等を「注視区域」、「特別注視区域」として指定することとされており、今般、市内の一部を指定したところである。
 指定された区域内の土地・建物で防衛関係施設等の機能を阻害する行為が行われていないか内閣府が調査を行うが、「特別注視区域」内において面積が200㎡以上の土地、建物を売買する等の際には届出が必要になります。
 詳しくは内閣府のホームページをご参照いただくか、内閣府のコールセンターまでお問い合わせ下さい。
 内閣府重要土地等調査法
 コールセンター
 ☎0570(00)125番

自治体等の広報誌に、記事の掲載や、お知らせペーパーの折り込みを行い、住民等にお知らせ。



コールセンター

住民等からの個別の問合せに、一元的に対応。